

水元公園（東京都・葛飾区）でボート*が漕げるまで

—水辺空間の再構築に関する考察—

添田直人（葛飾区ボート協会）

* 本研究の対象とする「ボート」とは、いわゆる漕艇（手漕ぎのボート競技）のことである。

1 研究の目的

昨年、添田（2008）は「向島艇庫村」（東京・隅田川）に関して、艇庫やボート選手が水辺の地域に受容された事例として、地域文化の形成や公園設計にどのような影響を与えるのか考察した。

その研究の動機となった「事件」が存在する。

東京都知事（2002）は、水元公園（1965年開園の東京都立公園、計画面積 151ha、うち水面は 21ha、水面管理は葛飾区）でボートを漕げる水域に関する提案を行った。しかし、地元の環境保護団体（2002、みずもと自然観察クラブ）は、「水元小合溜の自然環境復元事業に逆行する」として反対請願を提出した。また、ボートに関連する支障物調査費用の支出に関して、葛飾区議会議員（2003、中村武夫）は、「たかがレガッタ協会（ママ）ごときだけのものに税金をどぶに捨てるようなもの。」と葛飾区議会定例会で発言し、反対した。

この「事件」は私たちにとって思いもかけないことであった。なぜなら、ボートには親水性があると思っていたし、ボートを通じて自然環境保護に関わろうとしてきたからである（後記「4(1)」）。

本研究では、水元公園の水域（以下「小合溜」と言う。21ha）の魅力のありか、小合溜・水元公園の変遷、ボートが漕げるまでの経過を述べ、水辺の自然環境との調和において死活性を有するボートの特徴を踏まえて、ボートを媒介として公園における水辺空間の再構築に関して考察する。

2 小合溜の特徴（280年前の河川景観）

(1) 小合溜の地形上の特性と歴史

小合溜は、東に江戸川、西に中川にはさまれている。小合溜は、昌平坂学問所（1830）によれば、徳川吉宗（設計者は井澤弥惣兵衛為永）により、

今から280年前、1729年（享保14年）、中川の猿が又付近で分岐した東側の江戸川にいたる部分を人為的に堰き止めた河跡湖で、かつての河川の一部である（長さ約3km、幅 120~20m）。

(2) 小合溜の魅力（市街地と水辺が堤防で分断されないこと）

① 治水を強調する近代河川法上の川は、高水位を抑圧する為に堤防が高い。堤防と水辺の間の樹木や建築に関する厳格な規制がある。戦後急速な都市化によって河川は直立護岸化され下水道や雨水排水路、高速道路用地となった。しかし、小合溜は、1729年以降河川ではなく河川法の適用を受けない（公共溝渠、のち準用河川）。小合溜の堤防（「桜土手」）は江戸時代の高さのまま低い。280年前の水辺景観の残存、市街地と水辺が堤防で分断されていない公園、これこそが小合溜の最大の魅力である。

堤防上、並びに堤防の内側に小合溜に沿って樹木が植栽され、用水路が公園縦横に張りめぐり、水辺に沿って歩道と緑地が存在し、都市住民が手軽に水辺に触れることができ、樹木と堤防の向こうの景観が水辺と一体となっているのである。

② 水元公園は、1969年、戦前以来の都市計画変更により小合溜に接する北端部分 19.1ha を除外し埼玉県が公園化することになった（県立みさと公園、1984年開園、面積 41ha）が、当該北端部分は後述する東京緑地計画の「水元大緑地」（170ha）に含まれていた部分である。水質浄化のために、1992年に葛飾区は西側の中川からポンプで補水を小合溜に導入し（能力は1万平方メートル/1日）、水は南側の内溜に流したため、小合溜は河川法上の準用河川に位置付けられた。

3 水元公園の設計思想の変遷

1729年、小合溜の開設と同時期、小合溜の南側（内溜）から「上下之割用水」が開削された。この用水は東京下町を貫く農業用水・舟運のための分流となって小合溜と同様に水郷景観を形成していた。しかし、1960年代以降その用水が暗渠ないしは埋め立てられ、道路になった。ところがその源流の小合溜は現在もなお良好な景観を保持させている。その理由は、小合溜が不便な土地だから偶然に残ったからではなく、1930年以降、小合溜が風致地区、東京緑地計画（都市計画上の地域計画）に位置付けられたからである。

(1) 東京緑地計画の歴史

① 前史－都市計画の黎明期－

1919年都市計画法が制定され、小合溜は1930年に「江戸川風致地区」の一部となる。都市計画がパークシステム（各種公園と系統的な広幅員道路とする。）として実際に進展するのは、関東大震災（1923年）以降、折下吉延を設計者とする隅田公園、錦糸公園、浜町公園、山下公園である。

② 東京緑地計画

震災復興公園の完成直後、東京市の拡大（1932年）に伴う市街地の拡大に対して都市計画の機運が高まり、北村徳太郎を先頭に新たな地域計画（府県を越えた国家の都市計画プロジェクト）として東京緑地計画が策定された（1939年）。この中で、小合溜は、「大公園」「自然公園」「環状緑地帯」に位置付けられた。この「自然公園」は小合溜と大泉の2箇所であり、いずれもかつて風致地区として指定された場所である。「緑地」とは、その土地本来の目的が空地であり、空地であることが永続性を持つ、とされ、ここで初めて緑地が財源的裏付けを有することになった。

③ 水元大緑地と防空空地（水元公園の計画区域の確定）

ついで、1940年小合溜は「水元大緑地」とされた（面積約170ha、水元は緑地中最大規模である）。

注目すべきは、このときの計画区域と今日の水元公園の計画区域とがほぼ一致する点である。さらに、戦時下、緑地は「防空空地」とされたがこ

の区域とも一致する。また、1942年の時点で計画地買収が完了していた。戦後水元公園計画地に未買収地が残ったのは、買収後の公園計画地が敗戦後自作農地化されたので再買収の必要があったからである。

(2) 戦後の緑地地域の解除と水元公園

東京緑地計画以来の水元大緑地が、水元公園という名称を有して本格的に整備がすすんだのは、1957年、都市計画の改定以降である。東京都は1965年に水元公園開園式を行った。

他方で、1969年に都市計画法の転換によって、昭和初期以来の東京緑地計画がついに最終的に消滅し、水元公園の計画地周辺の宅地化が大きく進んだ。

(3) 水元公園基本計画の一部変更と環境主義思想の登場

1971年に、水元公園基本計画が策定されたが、1972年に、北部の造成工事がはじまった直後、基本計画を2点変更した。第1に、公園敷地造成のための盛土を行わないこと、第2に、水生動植物園・水辺散策ゾーン（日枝神社・山王台公園と隣地の少年キャンプ場があった）を野鳥誘致ゾーン（バードサンクチュアリ）に変更したことである。

中田勝司（東京都公園緑地部、1974）は、1972年に「公園の特殊な生態について調査ならびにその利用の構想について様々な検討が行われた」と述べる。上記「1」の反対請願提出団体（みずもと自然観察クラブ）は、金井裕（日本野鳥の会、1989）によれば、バードサンクチュアリ完成後の有力ボランティアとなる。井上洋二郎、葛貫貞夫（葛飾区水と緑の部、1996）は、「かつて小合溜に生息した各種生物群をよみがえらせることが、「水元の原風景である水郷景観を復活させることだ」と述べる。そして、「…各種生物群をよみがえらせる」ために水質浄化が必要とされ、中川から小合溜に補水を導入し小合溜を準用河川にした。以上から、上記変更理由には明らかに1970年代以降の公害問題と、緑地や公園を自然環境保護（ないしは環境主義）の対象とする考え方が存在すると思われる。

4 水元公園でボートが漕げるまで

(1) 葛飾区ボート教室

1990年代初頭、葛飾区スポーツ振興公社は葛飾区民を対象にボート教室を毎年開催していた。1992年、同教室卒業生によって葛飾区ボート協会が設立され、主として葛飾区内の川を練習場所とし、ボートを楽しむと同時に、葛飾区内でボートが漕げるような豊かな水辺環境を要望する活動を行っていた(葛飾区水と緑の部環境保全課、1995)。

(2) 都知事の提案と反対請願、「意見書」の採択

① 2002年9月、東京都知事が小合溜でボートができるよう提案すると、それに反対する請願が葛飾区議会に提出された。反対理由は次のとおり。
ア 水元公園及び小合溜は都内有数の自然環境を有し維持することが重要である。

イ 「レガッタ」(ママ)が行われた場合水鳥は落ち着いて採餌、繁殖ができなくなり、また「舟」の波によって土手が浸食され産卵場所などへの影響が懸念される。

ウ 「レガッタが入る事(ママ)により」動植物等の生息地に変化が生じ、「自然の観察や体験、総合学習のフィールドとしての小合溜」の意味を基本的に失わせてしまう。

② 2002年12月、葛飾区担当者は上記反対請願の写しを配布して、ボートは困難である旨述べた。

③ 2003年12月、葛飾区議会は、「水元公園及び周辺地域の活性化を求める」旨の東京都に対する意見書を賛成多数で採択した。

ア 水元公園は貴重な動植物が生息する場所でありそれを維持する貴重な場所である。

イ 豊かな自然で漕艇等スポーツによる健康増進、地域活性化も重要な課題である。

ウ 東京都、葛飾区、関係機関の協議の場で水元公園の将来ビジョンと活性化策の具体化を要望。

(3) 水元公園地域活性化協議会

① 上記「4③」の意見書採択直後、2004年、水元公園地域活性化協議会(2004)が設置された。構成団体は行政(東京都、葛飾区)、地元団体(地元町会、観光協会、自然保護団体、葛飾区体育協会など)である。

② 2004年8月、ボートによる小合溜の水面利用に関して、一定区間を同協議会の許可を得ることによって可能とし、ルール化した。その根拠は概略次のとおり。

ア 小合溜は河川法上の準用河川であり基本的に「自由使用」の原則があるので自然環境保護のために水面使用全面禁止にするわけにいかない。

イ しかし、これまでの自然環境保全の観点の継承と活性化の推進との調和を図る。

③ 同協議会において、ボートの推進によって護岸が崩れ、動植物の生態が脅かされる旨の主張があった。しかし、自然風による波の護岸浸食と比較にならないほどボートが自然環境と調和的な点が認識され、合意形成がはかられたようである。

④ 2005年4月29日に第1回水元公園ボート教室を開催した。以降毎年ほぼ月1回ボート教室が行われている(東京都ボート協会主催)。

5 考察

1972年、光化学スモッグ被害を受けた学校に、水元中学校と石神井南中学校がある。両校とも上記「3(1)」の風致地区に近い。自然の豊かな場所でなぜ光化学スモッグが発生するのか問題になった。この当時私は水元中学におり、衝撃的な「事件」であった。この頃、水元公園基本設計に変更があったのは前記「3(3)」のとおりである。

真田純子(2007)によれば、1960年代以降公害問題に対する法制化が進み社会的に啓蒙が行われると、都市にとって緑化はどうあるべきかという本質に立ち返る議論が見事に消失したという。また、鬼頭秀一(1996)によれば、1970年代に自然保護とは保護する自然それ自体のために行われるべきで、必ずしもそれが人間のためにならなくても保護すべきである、という、「自然保護から環境主義」への価値の転換が起こったという。

ところで、上記「3(2)」のとおり、東京緑地計画以来の緑地計画が1969年に最終的に消滅したが、まさにこの頃、水元では、水元大緑地以来確保された公園計画地で整備が本格的に着手したのである。この状況下、上記「3(3)」のとおり水元公園基本計画の一部変更があったのである。

この「一部変更」とは何であったか。水面を管理する葛飾区行政によれば「かつて小合溜に生息した各種生物群をよみがえらせる」（井上ら前掲、1996）ことが、目指すべき水元公園である、とされ、動植物の保全が面的に強調された。その延長線上に今回の反対請願の基調もあったと思われる。ここには環境主義が見られる。なぜなら反対主張の根拠の一つとしてボートの推進による護岸浸食（による動植物被害）という誤った認識があり、水元公園の都市計画（緑地計画）の歴史を検討した形跡が見られないからである。思想の一面化は克服すべき「事件」が大きいほど起こりやすい。「自然保護から環境主義へ」の価値の転換を背景とすれば止むを得ない点があるだろうが、だからと言って、公園とボートが二項対立的である、という認識は到底是認できない。

ひるがえって、それまでの都市計画は、上記「3」の東京緑地計画のとおり当初から都市と自然環境との調和をめざす歴史があった。小合溜が280年前の河川景観を今日維持しているのも東京緑地計画の水元大緑地があったからである。折下は、日本最初のリバーサイドパークとして隅田公園を設計し、河川沿岸を広幅員道路と公園にしたが、佐藤昌（1991）によれば、折下には一高ボート部時代（ボート・コミュニンたる「向島艇庫村」）の影響があったという。江戸時代から昭和初期にかけて、川は水運の重要なルート（銚子～関宿（・利根運河）～流山～松戸～柴又～小名木川～隅田川・日本橋）であり、河岸が点在し、にぎわいがあった。そして、水運が盛んであったのと同時期、近代スポーツ黎明期の代表格としてボートがあった。上記水運ルートは遠漕（「向島艇庫村」～銚子）のルートでもあり、ルート上近くに小合溜があった。ボート選手は、遠漕を繰り返し、沿岸の地域文化に触れ、景観の影響を受けたはずである。東京都知事が2002年に、1972年以降の設計一部変更の経緯抜きに「唐突に」小合溜でボートを提案したかに見えるけれども、都知事の出身校（一橋大）が、大学あげてボートに取り組むという歴史、その影響抜きに理解できないであろう。

小合溜を準用河川としたのは、上記「3（3）」のとおり小合溜の自然環境復元（水質浄化）のためであった。そして、水元公園のボートをめぐる論点において、上記「4(3)②ア」とおり、ボートが漕げるようになった根拠も同じく小合溜が準用河川であることだった。このことはボートにとって象徴的であると言わねばならない。なぜなら、単に法的にボートが可能になった、ではなく、ボートが河川（・自然環境）に存在することを積極的に捉えたいからである。川にボートがあることによって、水辺と緑地を中軸に未完の都市計画（東京緑地計画）を再評価したい、と思うからである。

さらに、上記論点は、都市計画における緑地思想と環境主義思想の公園認識との差異（思想的深化）、住民参加の内容、ボート受容に至る政治的合意形成プロセス（仮に都知事の提案がなければ実現したのだろうか。）など派生する諸論点があり、今後もボート等の親水メディアに関する事例研究を重ね、比較、検討が求められていると考える。

【参考文献・資料】

- 1 添田直人（2008）、ボート競技による水辺環境の復権、レジャーレクリエーション研究第61号
- 2 東京都知事（2002）、東京都議会平成14年第3回定例会（第12号）議事録
- 3 みずもと自然観察クラブ（2002）、「区が水元小合溜の自然環境復元事業に逆行するレガッタの実施を計画したり、支援するのは止めていただく請願」
- 4 中村武夫（2003）、葛飾区議会第3回定例会議事録
- 5 昌平坂学問所（1830）、新編武蔵風土記稿、巻之二十、葛飾郡之一
- 6 東京緑地計画協議会（1939、1940）、公園緑地第3巻第2、第3合併号、第4巻第4号ほか
- 7 中田勝司（1974）、東京都都市計画水元公園の沿革、都市計画第53、第54合併号
- 8 小暮巨男（1976）、水元公園の水質浄化、都市公園第58号
- 9 金井裕（1989）、都立水元公園のバードサンクチュアリ、緑の読本第25巻第6号
- 10 井上洋二郎、葛貫貞夫（1996）、カムバックかわせみ作戦、都市公園第134号
- 11 葛飾区水と緑の部環境保全課（1995）、平成7年度葛飾区自然環境保護講座
- 12 水元公園地域活性化協議会（2004）、「水面利用の考え方について」
- 13 真田純子（2007）、都市の緑はどうあるべきか
- 14 鬼頭秀一（1996）、自然保護を問いなおす
- 15 佐藤昌（1991）、浮生録記
- 16 石川幹子（2001）、都市と緑地